

バーゼル条約における廃プラスチック輸出入規制強化について

大道寺 美里

近年、海ごみによる海洋汚染が深刻化している。中でも、プラスチックごみが小さな破片となったマイクロプラスチックによる汚染は魚や食用塩などにまで広がり、人体にも悪影響を及ぼす可能性も指摘されている。このような潮流を踏まえ、中国政府は2017年7月に違法な廃棄物の輸入を厳しく取り締まる実施計画を策定した。これにより日本では廃プラスチックを輸出により処分することが難しくなったため、プラスチック処理に関する問題意識が高まっている。

本論文では、廃棄物の越境移動を規制するバーゼル条約の附属書改正を取り上げ、国際条約と日本における条約の実施過程を検証した。バーゼル条約については、2019年の締約国会議により、海洋プラスチックごみやマイクロプラスチック問題に対応した附属書の改正がなされ、その結果プラスチックごみが条約の規制対象に追加された。日本国内では条約の附属書改正による廃プラスチック規制強化について対応する形で、バーゼル法の改正が行われた。基準に適合しない廃プラスチックは、輸出の前に輸入国の同意が必要になる。そのため、使用済みプラスチックの国内での適正なりサイクルがこれまで以上に求められることになる。

2021年には改正されたバーゼル条約が発効する。改正されたバーゼル条約附属書発効以降に廃プラスチックを輸出する場合には、国内手続きに従い、輸出の相手国の同意が必要となる。条約改正により輸出が禁止になったというわけではないが、今後、さらに規制が進んでいくことで廃プラスチックの取引量は減少するだろう。

このため、これまで以上に、各国が国内で処理できるように体制を整えていくことが求められる。日本には現在、環境に悪影響を与えないプラスチックやりサイクルのための技術が存在する。そのような日本の技術を活用していくことで、途上国などの対策支援や、国内対策の推進等の取り組みにつなげていくことが必要となる。また、身近な取り組みとして可能な限り使い捨てのプラスチックに依存しないよう心がけていくことも重要である。